



## ISO/IEC 27001 への移行計画

改訂 2006年5月29日

初版 2005年10月11日

財団法人 日本情報処理開発協会

ISMS 制度推進室

### 1. 概要

情報セキュリティマネジメントの国際規格を制定している合同専門委員会 ISO/IEC JTC1 (情報技術の小委員会) /SC27 (セキュリティ技術) では、ISMS 認証の国際規格として ISO/IEC 27001 (Information security management systems Requirements : 情報セキュリティマネジメントシステム - 要求事項) を 2005 年 10 月 15 日に発行しました。これに対応して、国内規格 JIS Q 27001 が 2006 年 5 月 20 日に発行されました。(別紙 1 参照)

これに伴い、現在、組織の ISMS 認証審査に適用されている ISMS 認証基準(Ver.2.0)は、国際規格 JIS Q 27001(ISO/IEC 27001)に移行することになります。

ISMS 認証基準(Ver.2.0)から JIS Q 27001(ISO/IEC 27001)への移行計画については以下の通りとします。(別紙 2 参照)が、~~正式な移行計画については国際規格 ISO/IEC 27001 に対する国内規格 JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001 と一致している : IDT(identical))が発行された時点で改めて公表します(別紙 2 参照)~~

~~備考 : JIS Q 27001 は想定の規格番号です。~~

### 2. 移行期間

ISMS 認証基準(Ver.2.0)による初回審査 (新規の認証) は、JIS Q 27001 の規格発行後 6 ヶ月以内に登録完了すること。また、規格発行後 6 ヶ月経過時点から 1 年以内に、維持審査 (サーベイランス) を実施するとともに、JIS Q 27001 への移行のための差分審査を実施することが望ましい。

JIS Q 27001 発行後、審査登録機関は審査基準として JIS Q 27001 又は ISMS 認証基準(Ver.2.0)のいずれを使用するかについて組織と合意するとともに、審査基準として使用した規格を明記すること。また、JIS Q 27001 による初回審査の場合には、審査登録機関は JIS Q 27001 に基づいて認証審査するための手順が完備していること。

ISMS 認証基準(Ver.2.0)で認証登録されている組織に対しては、JIS Q 27001 の発行後の維持審査 (サーベイランス) 及び更新審査において、JIS Q 27001 への移行のための差分審査を含むことが

望ましい。

### 3．留意事項

既存又は新規の組織に対する審査計画は、JIS Q 27001 の規格発行後 6 ヶ月経過時点からは審査基準として JIS Q 27001 を含むことが望ましい。

規格の改定内容に対する差分審査を行うだけの目的で審査登録機関が追加の訪問を実施することは、要求されていない。

備考：これは、差分確認の為に臨時的審査は必須ではないことを述べたもので、事業者の要望により差分確認のための臨時的審査を行う場合は、審査登録機関における文書審査のみで良いという意味ではない。

ISMS 認証基準(Ver.2.0)で認証登録されている既存の組織については、JIS Q 27001 規格中の変更内容に対する不適合を指摘することがあっても、当該不適合は移行期間の終了までは登録に対して不利益な影響を及ぼさないこと。

備考：ISMS 認証基準(Ver.2.0)と JIS Q 27001 の差の部分で不適合があった場合、是正されるまで JIS Q 27001 として認証登録されないが、移行期間の終了までは ISMS 認証基準(Ver.2.0)としての認証登録は有効であることを意味している。

認証登録証に記載される規格名称は、当該審査計画に記載されていた規格と整合していること。通常は既存の組織に対して新しい JIS Q 27001 を適用した結果に基づき、審査登録機関が認証登録証を新しくすることであり、この認証登録証はそれまでの審査登録のサイクルを変更しないことが望ましい。但し、完全な内容の更新審査を実施した場合はこの限りではない。

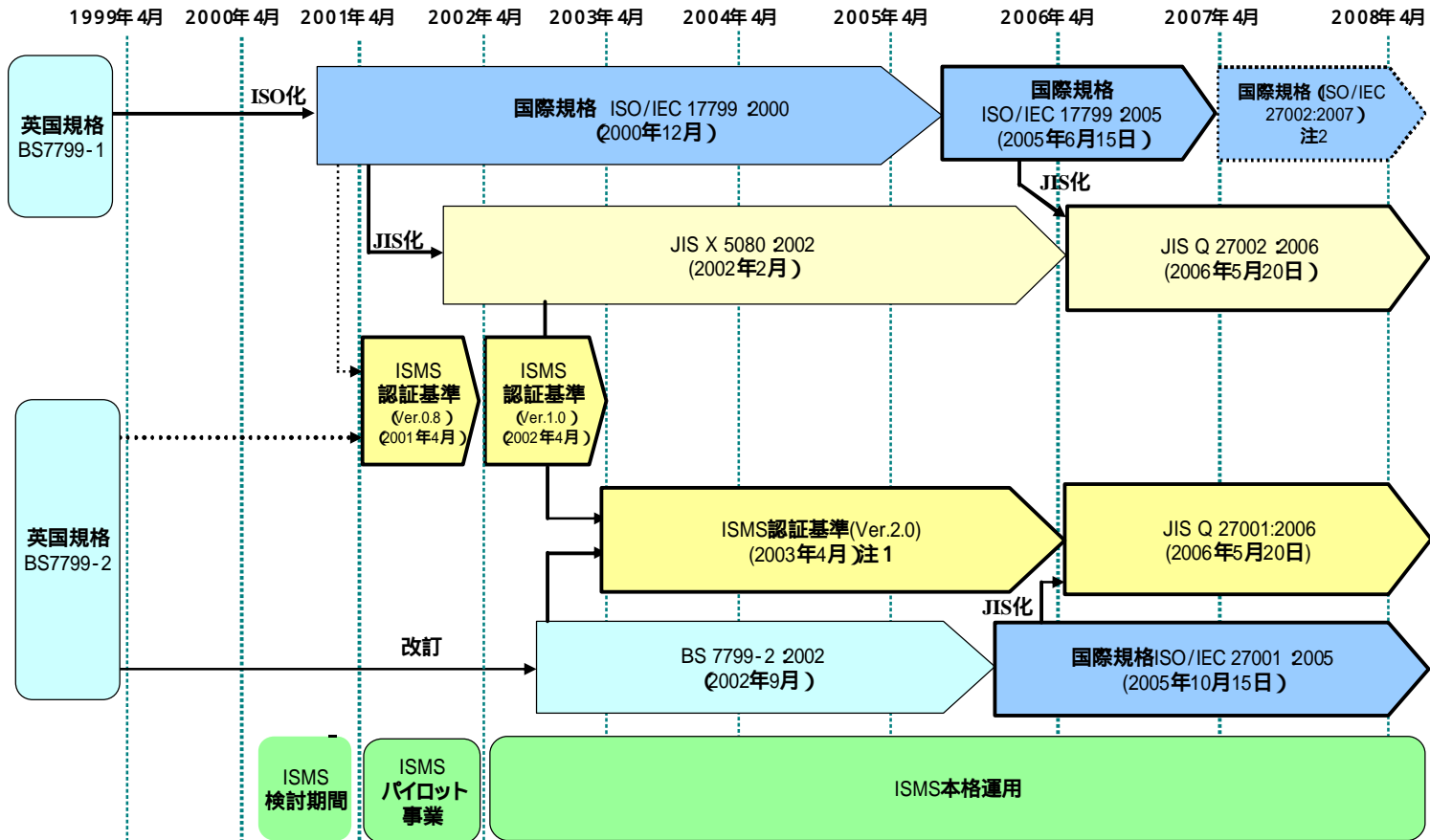
### 4．移行の終了

移行の終了までに、すべての既存の認証登録証は JIS Q 27001 に適合して新しいものとする。JIS Q 27001 の規格発行後 18 ヶ月経過時点で、ISMS 認証基準(Ver.2.0)に基づき認証を受け発行された既存の認証登録証は有効でなくなる。JIS Q 27001 に対して指摘された不適合で完結されていないものは通常の不適合の位置づけとなり、登録に対して影響を及ぼすことになる。

以上

---

# ISO規格及びJIS規格制定等のスケジュール



注1 ISMS認証基準 (Ver.2.0)は、英国規格BS 7799-2:2002をベースとし、用語、表現についてはJIS X 5080:2002との互換性を確保。

注2 国際規格ISO/IEC 17799:2005の規格番号は、ISO/IEC 27002となる予定 (2007年)。

別紙 2

ISMS認証基準 (Ver.2.0) からISO/IEC 27001への移行計画

注：“Ver.2.0”は「ISMS認証基準(Ver.2.0)」を示す

時期		2005年				2006年				2007年				2008年			
		1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
認証基準	ISMS認証基準 (Ver.2.0)					6ヶ月				12ヶ月				廃棄			
	ISO/IEC 27001	10/15発行				11/19				11/19							
	JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)	JIS化				5/20発行											
Ver.2.0により初回審査及び維持/更新審査をする場合	Ver.2.0による初回審査・登録	初回審査・登録				6ヶ月				完了							
	Ver.2.0による維持審査及びJIS Q 27001への移行	(維持/更新審査を含む)								維持審査 (Ver.2.0とJIS Q 27001との差分を含む)				移行完了			
JIS Q 27001により初回審査する場合	JIS Q 27001による初回審査・登録									初回審査・登録							
	JIS Q 27001による維持審査									維持審査							
Ver.2.0からJIS Q 27001へ移行する場合	維持審査もしくは更新審査でVer.2.0とJIS Q 27001との差分を審査									維持審査もしくは更新審査 (Ver.2.0とJIS Q 27001との差分を含む)				移行完了			
										18ヶ月							